

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している（一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している）。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
条例名等			児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成25年3月制定) 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日群馬県条例第93号) 児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号) 保育所設置認可に関する審査基準(平成27年4月1日)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年3月30日東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号、平成25年1月11日制定)		
設備の基準(省令第32条)	0歳児入所させらる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3m ² /人	3.3m ² /人	2歳未満児1につき3.3m ² 以上
		ほふく室(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳未満児1につき3.3m ² 以上
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参鈴基準	国と同じ	「保育に必要な用具」は規定しない	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」は規定しない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	国と同じ
	保育に必要な用具	参鈴基準	国と同じ	「保育に必要な用具」は規定しない	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	・満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入を行う場合でも、できる限り自園で調理したものを作成するよう努める。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(但し、保育士配置基準緩和の特例については、国と異なり、知事が同等と認める者を家庭的保育者と子育て支援員のみとしている)
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3.1 1-2歳児6.1 3歳児20.1 4歳以上児30.1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35.1 長時間 20.1 4歳以上児 短時間 35.1 長時間 30.1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20.1 長時間 20.1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育時間は国と同じ。 園所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決定する。	保育時間は国と同じ。 園所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決定する。	保育時間は8時間 保育所の園所時間は11時間を原則とする
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務として規定。	・非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証し、見直さなければならない。」 ・人権擁護に関する措置「入所者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制の整備等に努めなければならない。」	・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める。 ・児童の食育に努める	母乳室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)、医務室(2歳以上児)の設置 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	国と同じ
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等による状況(分類)	ア 認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行なう事業者の募集等における主体規制 認可保育所の整備・運営を行なう事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年7月制定)	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日条例第62号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日富山県条例第71号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日条例第62号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日規則第7号)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成25年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	長崎県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日制定岐阜県条例90号)
設備の基準(省令第32条)	0歳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほぶくしない子(1.65m ² /人)	3.3m ² /人(ただし、既存の保育所(建築中のものを含み、条例施行後に乳児室の増改築を行う場合を除く。)については国と同じ)
	ほぶく室(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほぶくする子(3.3m ² /人)	国と同じ
	医療室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所		2歳以上を入所させる保育所に医療室設置を努力義務化。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要	2才以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要	国と同じ
	保育に必要な用具		参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	・嘱託歯科医の配置を努力義務化。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	嘱託歯科医の配置(努力義務)・乳児を受入れる場合の看護師の配置(努力義務)	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間以上11時間以下を原則	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	児の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組むものとする。	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加。	国と同じ	国と同じ	○人権擁護・虐待防止(努力義務規定) -人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	衛生管理・入所者の健康診断は国と同じ 職員の健康診断については年1回の定期健康診断と臨時の健康診断及び調理従事者の月1回以上の検査の実施を明記	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		「非常災害に関する具体的な計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的な計画として、災害ごとの計画を規定した。(省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化。 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者間与の規定に保育所を追加 暴力団等の排除を規定。 食品の原材料の产地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第12条関係)	省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化。 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者間与の規定に保育所を追加 暴力団等の排除を規定	・地域の子育てを支援するため、県で実施するマイ保育園登録事業の取り組みや子育て支援コーディネーターによる子育て支援プランの作成を努力義務化する。 ・非常災害発生時における入所者の安全確保のための施設防災計画の策定を義務化 ・入所者に対する虐待防止のための責任者の配置及び職員に対する研修実施を努力義務化 ・入所者の知育に関する記録等の文書の保存期間を5年間と規定	○非常災害対応(避難宿泊) -非常災害に必要な設備の設置、災害種別毎の具体的な計画の策定、開発機関との連携体制の整備 ○事故発生時の対応(義務規定) -事故発生時の対応(義務規定) -灾害発生時の連絡体制への連絡および必要な措置、事故状況および対応の記録、適切な損害賠償	・非常災害対応について、非常災害の種類に応じた具体的な計画を作成し、定期的に見直すこと -職員に対する研修実施 -利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施 -実施の実績を把握すること -特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の指導面面などの作成及び活用すること -小学校との連携を図ること -地域における子育て支援の実施に努めること -保育内容等について自己評価を実施すること及びその公表に努めることなど	・食事の提供にあたり、地域で生産された農林水産物を積極的に利用するよう努めること -事故が発生した場合、関係機関及び利用者の家族等への連絡及びその他の必要な措置を講じることなど -非常災害対策の義務付け及び「地震、風水害、火災その他の災害」に関する具体的な計画を作成すること -職員に対する研修実施 -利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施 -実施の実績を把握すること -特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の指導面面などの作成及び活用すること -小学校との連携を図ること -地域における子育て支援の実施に努めること -保育内容等について自己評価を実施すること及びその公表に努めることなど	・地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めること) -保育所が運営規程で定める重要な事項の一つに「苦情に対応するためには、年1回の定期健康診断と臨時の健康診断及び調理従事者の月1回以上の検査の実施を明記すること」を追加
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集等における主体規制 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月制定) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定三重県条例第65号)	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日京都府条例第36号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年1月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年1月14日京都府規則第51号)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年10月改正)(保育所関係)
設備の基準(省令第32条)	0歳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	乳児室3.3m ² /人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	ほぶく室(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受入施設においても医務室を必要
	保育に必要な用具		参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は実務上の免許を有する者又は調理員の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いていない保育所については平成30年3月31までの間適用しない旨の経過措置ある。)
	保育士の配定(最低2人配置) 乳児3.1 1-2歳児6.1 3歳児20.1 4歳以上児30.1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35.1 長時間 20.1 4歳以上児 短時間 35.1 長時間 30.1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的にを行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保する。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	・管理者は暴力団員等でないこと、運営が暴力団等の支配を受けないこと ・規則は社会福祉施設共通事項 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員への研修計画の策定等の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・研修計画の策定や研修の実施に係る方針等の具体的な人材の育成に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に行うこと(子育て家庭団体等との連携に努めることを規定(保育所の運営に用いる事項) ・乳幼児等に対し、自然や生命の大切さについて理解を深めるための環境学習、教育に取り組むよう努めることを規定(保育所のみに適用する事項)
その他	上記以外で定めている基準		・非常災害対策 ・非常災害の具体例を示し、必要な設備の設置、計画の策定、定期的な訓練の実施を義務化定め、市町村等との連携協力体制整備を努力義務化定め ・虐待の禁止:禁止する行為を具体的に明記 ○記録の保存 ・入所者の処遇に係る記録を6年間保存	・非常災害対策 ・非常災害対策 ・人権研修の実施等に努めること ・暴力団員及びその支派の排除 ・子育て支援施策への協力及び子育て支援事業実施に努めること ・福事務所、児童相談所等と連携を図ること	国と同じ	特になし			
認可保育所の整備・運営を担う事業者の基準等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	イ 公立保育所の整備・運営を行つ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		奈良県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月制定) 和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月制定) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年3月制定) ※平成24年3月27日岡山県条例第18号	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月27日岡山県条例第18号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月5日岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)		
設備の基準(省令第32条)	0歳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3m ² /人	国と同じ	
	ほいく室(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具		参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具		参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	国と同じ	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準		参考基準	対象外	国と同じ	国と同じ(建築基準法施行令改正に伴う避難用階段に関する規定は今後改正予定)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		○居室等の安全性の確保 ○非常災害時における備蓄用非常食等の確保 ○ドアハシの整備 ○サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する県への報告 ○木材利用の推進 ○食べる意欲を高める食事の提供	人権擁護推進員、灾害対策推進員、安全管理対策推進員の配置	・児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること、また定期的に外部の者による評議を行って、その結果を公表するよう努めること。 ・障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。 ・乳幼児の発達段階に適切な選択及び判断に資するよう、併報提出をとともに、併報開示の権利を有する者に提出を許すこと。 ・非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 ・設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。 また、暴力団又は暴力団員と密接な關係を持つないことを。 ・食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 など。	■以下のとおり保育所における保育士配置特例■ ①朝夕等の児童が少數となる時間帯における保育士配置に従うべき基準 ②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 ③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 許可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集等に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集等における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集等に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
条例名等			熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月17日条例第60号)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月17日規則第50号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日 沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月31日 沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0歳児を入所させせる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3m ² /人
		ほいく室(3.3m ² /人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参鈴基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上男児を入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準 代替地不可 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参鈴基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準 対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準	参鈴基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参鈴基準	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 障がいを有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参鈴基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参鈴基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の想定ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	鹿児島県児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会的弱者等の救援策に係る具体的な計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであることを具体的な計画の概要の掲示、③地元の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備することを規定している。	非常災害対策について、国の基準法令に加え、①非常災害に對処するための具体的な計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであることを具体的な計画の概要の掲示、③地元の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備することを規定している。	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等による主体規制	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集等における主体規制 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

	国	区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		札幌市児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱(平成25年3月制定) さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に関する取扱要領(平成25年3月制定) さいたま市保育所整備希望者の手引き(平成28年1月)	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定 第86号)	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)
O.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	0~1歳児3.3m ² /人	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	0歳児5.0m ² /人(市長が適当と認めるときは0歳児3.3m ² /人)、1歳児3.3m ² /人	3.3m ² /人	3.3m ²	3.3m ² /人	3.3m ² /人
医務室、調理室、便所 保育に必要な用具	まぶく室(3.3m ² /人)		0~1歳児3.3m ² /人	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	0歳児5.0m ² /人(市長が適当と認めるときは0歳児3.3m ² /人)、1歳児3.3m ² /人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	遊戯室を必要とする(ただし、市長が特に認める場合は不要)	国と同じ	保育室及び遊戯室を設ける。(定員60人未満の保育所に限り、遊戯室の設置が可能と認められる場合は、1歳児室の1.58m ² /人(普通措置として、既存保育所について、待機児童解消に資すると認められる場合に限り、当分の間、遊戯室を保育室として利用できる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
2歳以上児を入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	市長が認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国と同じ	市長が認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	定員60人未満の保育所にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	屋外遊戯場を設けることが困難な場合であって、市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
調理室、便所			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象(未適用)	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象外
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外部搬入は可能であるが、実施にあたり市長への事前協議を義務付け。	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理のみ)
職員(省令第33条)	保育士、看護師、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	条例:国と同じ 募集要項:看護師・栄養士	国と同じ
保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1~1歳児6:1~3歳児20:1~4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1~2歳児 5:1 (保育指針として、既存の保育所について、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、当分の間、1~2歳児を6:1とする。)	国と同じ	国と同じ	条例:国と同じ 募集要項:条例の基準の基準を下記を加配 ・利用定員90人以下の施設につき1人 ・保育標準規則の認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 ・主に生後未満の乳児を対象としたための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設につき1人 ・年休代替保育士(条例基準保育士数÷4人、小数点以下切上)、年休代替保育士(各施設1人)	(保育士の配置) 国と同じ (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 20:1~4歳以上児 30:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則11時間(別に2時間の延長保育)	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	地震その他の非常災害に備え、施設利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める。	横浜市福祉サービス第三者評価の受審など	事故防止の対策
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	社会福祉法人以外の法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所を整備する学校法人を除く)については、認可保育所の運営実績が2年間以上あり、自治体等による指導監査の指摘事項に対して適切に対応しているなど、保育所運営に優良な実績があること。	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの				安心子ども基金の活用を前提とした事業者の募集にあたっては、法人格を有する者に限っており、社会福祉法人以外については、認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。なお、学校法人については、幼保連携型認定こども園を構成する保育所を整備する法人に限る。	安心子ども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る(認可外保育施設のみを運営する法人については、3年以上運営していること)。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人に限る。 (26年度の補助金交付事業の応募条件として、平成25年4月1日において、認可保育所、自治体の認証保育所又は横浜市保育室を運営していることを条件とした)。	安心子ども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る(認可外保育施設のみを運営する法人については、3年以上運営していること)。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人に限る。 (26年度の補助金交付事業の応募条件として、平成25年4月1日において、認可保育所、自治体の認証保育所又は横浜市保育室を運営していることを条件とした)。	施設の創設の場合、社会福祉法人、学校法人等に限る。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行なう場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人に限る(神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県内において、定員60人以上の認可保育所を1年以上安定的に運営しており、当該保育所を今後も継続して運営する法人であること)。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	団体であること(法人格の有無は問わない)。 定員60名以上の認可保育所を1年以上運営していること	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答そのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したもの掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

*原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

	国	区分	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	熊本県熊本市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 岡山市認可保育所整備運営事業者募集要項(平成28年7月)	広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年12月18日制定)	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人) 医療室、調理室、便所 保育に必要な用具	国と同じ 従うべき基準 国と同じ 国と同じ 国と同じ 参鈴基準 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	0歳児4.95m ² /人、1歳児3.3m ² /人 0歳児4.95m ² /人 国と同じ 国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	国と同じ 従うべき基準 国と同じ 国と同じ 国と同じ 参鈴基準 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	「保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)に限る」と規定。
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外		対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	満3歳以上の児に対する食事の提供について、保育所以外で調理し搬入する方法により行う(外部搬入)場合は、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう義務付けた。
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ 国と同じ	1歳児 5:1 それ以外については、国と同じ	国と同じ		国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参鈴基準	国と同じ	国と同じ(ただし、11時間とするよう指導)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行なうことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参鈴基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	暴力団員の排除・多様な手法を用いた評価・非常災害対策の充実・研修には、児童の権利擁護、虐待防止等の内容を含むことを明記・事故発生時の適切かつ迅速な対応	①非常災害時を想定した地域住民との連携に関する努力。 ②入所者に対する虐待防止に向けた体制整備や研修実施等。 ③特別保育運営事業者の特例(設置運営基準第94条)の適用除外、 ④運営費の支弁に係る帳簿等の6年保存	「暴力団員等の排除」について規定	児童福祉施設を運営する者及びその職員は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。		暴力団員等の排除規定を明記
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人のみ採択する。 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、本市内で認可保育園を運営している社会福祉法人のみ採択する。	認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集において、法人のみ対象としている。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	安心こども基金及び保育所等整備交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、該該保育所の運営を担う事業者の募集を行つ場合、事業者選定において設立主体が社会福祉法人や学校法人等の場合に加点を行つている。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	「法人、その他の団体であること(個人による応募は不可)」としている。	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	北海道旭川市	北海道函館市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市	福島県郡山市	福島県いわき市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		旭川市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月26日制定)	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第74号)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月27日制定)
設備の基準(省令第32条)	0歳児入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	3.3m ² /人	・国と同じ ・乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児3.3m ² /人	乳児室(3.3m ² /人)	3.3m ² /人	国と同じ	3.3m ² /人	乳児室(1.65m ² /人) ※ただし、新設等については3.3m ² /人
	医務室、調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上男児を入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	代替地不可	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を設けること 3歳未満児受入施設には沐浴室を必要(追加)	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) に加え、乳児を入所させる保育所にあっては、保健師又は看護師を配置するよう努める。	に加え、乳児を入所させる保育所での保健師、看護師又は准看護師配置の努力規定
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行なうことその特性とし、その内容についてでは、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	・非常災害対策 ・事故発生時の対応	特になし	特になし	特になし	非常災害に関する具体的な計画の策定、保育所における関係機関との連携	非常災害に関する具体的な計画の策定、保育所における関係機関との連携
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。社会福祉法人以外には、会計処理において拠点区分を設けるなど、社会福祉法人同様の条件を付して認可する。	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、国の要綱に規定される補助対象となる法人格を有する者の中に限り、市内の認可保育所を運営し、既存施設の増改築を予定する者のみとする。	-	-	-	岩手県内に法人本部がある社会福祉法人、学校法人または公益財団法人であること。 岩手県において、認可保育所または幼稚園認定こども園を設置運営している実績があること。	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市	埼玉県川越市	埼玉県越谷市	千葉県船橋市	千葉県柏市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)		前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第39号)	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日 条例第53号)	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月制定)	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月26日制定)		
0・1歳児入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	0歳児3.3m ² /人、1歳児3.3m ² /人	乳児室4.95m ² /人 ※特例措置により当面の間、3.3m ² /人	3.3m ² /人	
設備の基準(省令第32条)	医務室、調理室、便所 保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	0歳児5.0m ² /人	国と同じ	乳児室4.95m ² /人 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ	
2歳以上児入所させる保育所	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育室及び遊戲室3.0m ² /人 ※保育室及び遊戲室を合算した面積 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ。ただし、保育室の設置は、遊戯室の設置に優先するもの。	
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) 保育士の配當(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について、非常災害に対する具体的な計画の策定に加え、職員や利用者への周知と連絡体制の整備、訓練の結果を踏まえた計画内容の検証と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自園調理の推進(3歳以上の外搬はしないように) 「省令第6条関係」児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。」という基準を追加	特になし	・設置者等からの暴力団排除 ・事故防止及び防犯に関する措置(努力義務) ・災害物資の備蓄(努力義務) ・市地域防災計画に基づく関係機関との連携協力(努力義務) ・保育所による子育て支援(努力義務) ・駐車場の確保	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 認可保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。社会福祉法人又は学校法人以外の者が設置者となる場合は、認可に際し、経済的基礎、役員の社会的信譽、施設長の保育経験、運営委員会の設置、適正な財務内容等を必要とする。	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行いう場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人(新たに社会福祉法人登記予定の者を含む)、公益社団法人又は公益財團法人であって、租税公課の納稅がない、暴力団との関係がないなどの条件を満たしている者のみ採択する。	法人格を有する者の応募の対象としている。	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	東京都八王子市	神奈川県横須賀市	富山県富山市	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定・富山市条例第43号)	金沢市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月17日 条例第43号)	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第70号)	豊橋市児童福祉法施行条例(平成24年12月13日条例第44号)	
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入れ所させれる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	3.3m ² /人 従うべき基準	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	5.0m ² /人(ただし、市長が特に認めるとき3.3m ² /人) 5.0m ² /人(ただし、市長が特に認めるとき3.3m ² /人)	国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ	乳児室(3.3m ² /人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.65m ²)
	医務室、調理室、便所			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児、保育室及び遊戲室がそれぞれ2.0m ² /人(ただし、遊戲室にあっては、市長が特に認めるとき1.0m ² /人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入れ所させれる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所			2歳以上男のみの受け入れ施設においても医務室を必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事は自園調理のみ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配当(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		3歳児 15:1 4歳以上児 27:1	乳児 2.57:1、1歳児 4.5:1、2歳児 5.2:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1	国と同じ	1歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児25:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間原則	参酌基準	保育時間は国と同じ。開所時間は原則として11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		子育て支援事業の実施 虐待防止研修等の義務付け 障害者雇用の推進 障害者就労施設等からの優先調達への協力 非常災害対策の強化 職員資質向上のための研修の充実	特になし	・苦情処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福祉施設の入所者等からの苦情の解決にあたり、第三者の関与を義務付ける。 ・暴力団員、または法人その他の団体でのその役員が暴力団員であるものは、児童福祉施設を設置できないこと。事業活動が暴力団員の支配を受けないことを規定。	特になし	・他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供するときの文書による同意 ・苦情への対応 ・事故発生の防止及び事故発生時の対応 ・保育室等を3階以下に設置 ・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加	暴力団の排除 ・児童福祉施設と非常災害対策 ・食事(地元食材の活用) ・苦情への対応 ・事故発生の防止及び事故発生時の対応 ・保育室等を3階以下に設置 ・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加	非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備) 暴力団の排除(法人の役員、施設長)
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行ふ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行ふ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心子ども基金の「保育所緊急整備事業」(または保育所等整備交付金)の活用を前提とする場合は、当該補助制度の補助対象者を必要の対象としている。	-	公有地を活用した保育所(公立保育所の移管)については、募集要項において社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を運営している法人に限る。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、社会福祉法人又は学校法人である場合において、当該保育所の設置者若しくは同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。),日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人、特例社団法人は特例財團法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、学校法人(幼稚園持型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。),日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人、特例社団法人は特例財團法人に限る。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		認可保育所、認定こども園及び認証保育所等の事業実績を有する者に限る。	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	愛知県豊田市	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	大阪府枚方市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	岡崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成24年12月25日制定)	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定)	高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定)	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年4月1日制定)	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年6月13日制定)
設備の基準(省令第32条)	0・1歳児入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほぶく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	乳児室(3.3m ² /人) 国と同じ	乳児室(3.3m ² /人) 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ
	医務室、調理室、便所								
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所								
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配当(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1-2歳児5:1 3歳児15:1 4歳児28:1	1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1	1-2歳児5:1	国と同じ	1歳児 5:1	1歳児5:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1	1歳児 5:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的な策定と訓練の実施を、努力義務から義務規定とした。 ・暴力団排除に関する文言を、豊田市独自に規定した。	特になし	・調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を課す規定を設ける・障害児保育を担当する保育士の配当について努力規定を設ける	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		原則、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、市長が適当であると認めた者については、この限りではない。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行ふ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行ふ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限らず、市内で認可保育所等を運営していない事業者は、(平成27年4月1日現在、市内で認可保育所・私立幼稚園・認定こども園を運営している事業者には、)市内で認可保育所・私立幼稚園・認定こども園を運営している事業者以外の事業者の募集を行ふ場合、応募日現在において、保育所・認可外保育施設・認定こども園・幼稚園を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)		-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市	和歌山県和歌山市	岡山県倉敷市	広島県呉市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第68号)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第55号)	和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定)	倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則(平成25年3月19日制定)	呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年7月1日条例第52号)	
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入れ所させる保育所 乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	3.3m ² /人 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ	
	医務室、調理室、便所									
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	医務室(医薬品等を備え、幼児が静養できる区画)の設置を義務付け	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入れ所させる保育所 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国と同じ	屋外遊技場は、市長が特に認める場合を除き、保育所と同一敷地内に限る。また、屋外遊技場に代わるべき場所は認めない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	調理室、便所									
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	栄養士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合は除く)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 4歳以上児20:1 (認定こども園である保育所の場合) 4歳以上児 長時間20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		児童福祉施設の長:暴力団員等であってはならない。 運営について、児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配を受けてはならない。	特になし	・管理者は暴力団員等ではないこと、運営が暴力団等の支配を受けないと規定。 ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めよう規定。 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員及び利用者の安全確保の内容の周知等の義務付け ・普通教養の修了した者の就時配当に努めることを規定。 ・修習手帳の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材育成に努めよう規定。 ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け ・関係機関との連携、信頼関係の構築に努めるよう規定	特になし	人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推進の各担当者を置くこととしている。	保護者に対して食育に関する情報を発信。 食事の提供は、地産地消に努める(保育所に限る)。 想定される非常災害への具体的な計画の策定と通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知。 避難訓練及び消防訓練その他必要な訓練の実施(少なくとも毎月1回)。	特になし	
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	-	-	-		
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は学校法人に限定する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	-	-	-		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-		

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	広島県福山市	山口県下関市	香川県高松市	愛媛県松山市	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年9月28日条例第34号)		下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定 条例第68号)	高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第69号)	高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年4月1日制定、平成26年7月1日改正)	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0・1歳児を入れ所せらる保育所 乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	3・3m ² /人 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ	国と同じ	
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入れ所せらる保育所 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) 保育士の配当(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託医科の努力義務)	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ、調理従事者の検便について明記	国と同じ	国と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	・非常災害対策に関する具体的な計画の概要を表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 ・研修の実施及び研修の機会の確保 ・記録の整備等 ・給食における地産地消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	特になし	暴力団排除地産地消の推進	暴力団の排除のための措置	・暴力団排除に関する規定
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、全ての年齢に係る保育を提供する保育所又は幼保連携型認定こども園を3歳以上運営している社会福祉法人又は学校法人で、かつ、教育・保育施設において提供する教育・保育の実績が10年以上である場合のみ選択の対象となる。	-	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人であり、かつ暴力団排除規則に該当しない法人に限る。 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、公立保育所の運営を行なう事業者の募集を行う場合、公立保育所の運営を行なう事業者の募集を行なう場合、社会福祉法人で、かつ暴力団排除規則に該当しない法人に限る。	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	社会福祉法人のみ選択する。	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	大分県大分市	宮崎県宮崎市	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定 条例第68号) 平成27年度第2期保育所等の設置・運営事業者募集要領(平成27年11月) 平成28年度那覇市内で補助金を活用して保育所等整備を行う事業者募集要項(平成27年11月)
設備の基準(省令第32条)	0歳児入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 乳児室(3.3m ² /人)※平成26年9月改正
	医務室、調理室、便所			国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所			国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配当(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	国と同じ 認定こども園である保育所に関する規定は削除(平成26年6月一部改正)	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に応じて災害の種類ごとに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に努めること等について規定している)	暴力団排除に関する規定※平成26年9月改正 家庭・地域等との連携・協力・交流に関する努力義務規定※平成26年9月改正
認可保育所の整備・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行つ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で過去3年以上にわたり良好な経営の実績を有している、社会福祉法人又は学校法人に限る。	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)	-	過去5年以上にわたり良好な経営の実績を有している法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	宮城県富谷町	福島県福島市	茨城県水戸市	茨城県つくば市	栃木県小山市	埼玉県川口市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする	県条例を基準とする	県条例を基準とする	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定)
設備の基準(省令第32条)	0・1歳児を入れ所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほぶく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 2歳以上児を入れ所させる保育所	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	0・1歳児3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 医務室、調理室、便所 保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)
	2歳以上児を入れ所させる保育所	調理室、便所	従うべき基準	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必要	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 代替地不可 国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	保育に必要な用具	参鈴基準	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	「保育に必要な用具」は規定しない 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 代替地不可 国と同じ
	保育室等に関する耐火上の基準	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 対象(未適用)
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に関する耐火上の基準	参鈴基準	国と同じ 一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 対象外	国と同じ 国と同じ
	職員(省令第33条)	保育士、歯科医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	乳児を入れ所させる保育所にあっては、保健師または看護師を配置するよう努める	国と同じ	国と同じ	国と同じ 国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間35:1 長時間20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	保育士の配置(最低2人配置) (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	従うべき基準	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	国と同じ	国と同じ 国と同じ	1歳児5:1 3歳児17:1 4・5歳児27:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参鈴基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	原則11時間	原則11時間
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参鈴基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・開催機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に備する具体的な計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる	特になし	特になし	・非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証し、見直さなければならない。」 ・人権擁護に関する措置「入所者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制の整備等に努めなければならない。」	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援
認可保育所の登録、認定を受ける事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。
	イ 認可保育所の登録、運営を行う事業者の募集等における主体規制 認可保育所の登録、運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	募集日現在、認可保育所、認可外保育所を運営している者に限る。	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、市内で審査実績を有する法人に限る。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、そ

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		台東区認可保育所設置運営事業者募集要項(平成27年1月)	墨田区保育所条例(昭和36年3月29日条例第4号)	江東区私立保育所等補助要綱(平成27年4月)	明文規定なし ※保育士の配置基準に関しては、認可に向けた協議の際に事業者に依頼	自県区保育所運営費等補助要綱 平成27年度新規物件による認可保育所開設事業者募集要項 (平成27年1月10日) 中目黒保育園民営化に伴う保育園整備・運営事業者公募要項(平成27年3月5日) 自県区中央町二丁目(旧第六中学校南側跡地)保育所整備・運営事業者公募要項(平成27年10月22日)	・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日) ・民間保育所に対する運営費実施要綱(昭和58年4月1日) ・大田区立保育園運営事業者プロポーカル応募要項
設備の基準(省令第32条)	0歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取り扱い員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱い員を超えた人員1人につき、3.3m ² 以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	公立・0歳児5.0m ² /人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)
	医務室、調理室、便所		都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	0歳児5.0m ² /人	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取り扱い員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱い員を超えた人員1人につき、3.3m ² 以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)
	保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	2歳以上児3.3m ² /人	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」は規定しない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)
	保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	食児の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	従うべき基準							
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	1歳児5:1	1歳児 5:1	1歳児5:1	1歳児 5:1	1歳児 5:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第35条)	養育及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		11時間開所後1時間以上の延長保育を実施すること	特になし	上記設置の基準は、区の誘導加算	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所の認可時における主体制限 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
認可保育所の登録・運営を担当する事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の登録・運営を行なう事業者の募集時における主体制限 認可保育所の登録・運営を行なう事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	直営型及び公有地を活用した認可保育所の登録を行なう事業者の募集を行う場合、運営実績をもつ法人による。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所1年以上(他の道府県は3年以上)又は東京都認可保育所登録3年以上、民営化は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所(生後5日から・定員70人規模以上)年以上)	認可保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、認可保育所又は自治体が認可した地域型保育事業を運営している社会福祉法人、学校法人、公益財團法人、公益社団法人に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体制限 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所の運営実績をもつ法人による。	-

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、そ

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	世田谷区	渋谷区	中野区	豊島区	北区	板橋区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月) 世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱(平成27年8月)	渋谷区保育扶助要綱(昭和54年11月)	中野区保育所条例(昭和36年4月1日) 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(平成26年10月21日) 中野区保育所事業扶助要綱(平成13年3月28日)	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(平成26年10月27日) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱(平成27年3月10日) 豊島区認可保育所運営事業者募集要項(平成27年4月22日)	東京都北区立保育所条例施行規則(平成10年3月30日)	板橋区保育所事業実施要綱(平成22年3月制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させせる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人) 医務室、調理室、便所 保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	0歳児5.0m ² /人 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 対象(未適用) 対象(未適用)	0歳児5.0m ² /人 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 対象(未適用) 対象(未適用)	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ	0歳児5.0m ² /人 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具 厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 対象(未適用) 対象(未適用)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 国と同じ
職員(省令第33条)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ
保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)			国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)、看護師、事務員。	国と同じ	国と同じ
従うべき基準	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1歳児5:1	公立 1歳児5:1	1歳児5:1	・1歳児5:1 ・定員20人以上60人以下及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配、61人以上90人以下の施設に対し非常勤保育士1人を増配。 ・定員60人以下の施設については保育士1人を増配。 ・定員の60%以下においては保育士2人を増配。 ・定員100人から30人まで及び60人から149人までの施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し調理員2人を増配。	・1歳児5:1 ・定員20人以上60人まで及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配。 ・定員60人以下の施設については保育士1人、定員61人以上の施設については保育士2人を増配。 ・定員の60%以下においては保育士2人を増配。 ・定員150人以下の施設に対し調理員1人、151人以上の施設に対し調理員2人を増配。	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則11時間	原則11時間	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の登録・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
	イ 収容可能者の登録・運営を行ふ事業者の基準における主体規制 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の基準に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合及び、地方公共団体独自の基準等、交付金の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行ふ場合、私立保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合及び、地方公共団体独自の基準等、交付金の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合、私立保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合及び、地方公共団体独自の基準等、交付金の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合、私立保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合及び、地方公共団体独自の基準等、交付金の活用を前提とした事業者の募集を行ふ場合、私立保育所の運営を担う事業者の募集を行ふ場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人による場合。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県又は静岡県で認可保育所、認可幼稚園、認定こども園を1年以上運営している法人の登録する(法人の運営する施設等から該当する法人まで)、該当箇所で、陸路または鉄道により、おむね2時間程度で到着できる範囲であること。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県又は静岡県で認可保育所、認可幼稚園、認定こども園を1年以上運営している法人の登録する(法人の運営する施設等から該当する法人まで)、該当箇所で、陸路または鉄道により、おむね2時間程度で到着できる範囲であること。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	募集要領により、板橋区内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び、既指定管理者のNPO法人としている。	募集要領により、板橋区内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び、既指定管理者のNPO法人としている。

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	立川市	武蔵野市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保第3017号)	足立区立〇〇児童園運営事業者募集要項 東京都立〇〇児童園運営事業者募集要項 〇〇地域における認可保育所整備・運営事業者募集要項 区市活用による認可保育所整備・運営事業者募集要項 足立区保育扶助要綱(昭和54年11月)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 葛飾区私立保育所等扶助要綱(昭和54年8月24日付葛児発第117号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)
	ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	0歳児5.0m ² /人、1歳児3.3m ² /人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)
	医务室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医療室を必要)
	保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	・定員20人～40人及び定員60人～149人の施設に調理員1人、定員150人以上の施設に調理員2人を増配置 ・産休明け保育実施園に調理員を1人増配置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	従うべき基準	国と同じ	・1歳児5:1 ・定員20人～60人、及び定員91人以上の施設に保育士1人を増配置	1歳児5:1 公立:3歳児15:1	国と同じ	公立:1歳児5:1、3歳児18:1、4歳児24:1、5歳児26:1 私立:1歳児5:1	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の登録・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、認可保育所を6年以上運営しており、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で定員60名以上の認可保育所を運営している法人格を有する者に限る。	安心こども多会等の運営を有する事業者の募集を行ふ場合及び、地方公有地を有する施設会、交付金の交付等に前提として事業者の募集を行う場合、募集する内容により一一定的運営実績をもつ法人格を有する者のみ採択する(認可保育所1年以上、認可保育所3年以上、認定保育所3年以上)	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を行ふ事業者の募集を行う場合も、基本的に同様だが、それぞれ貸付料减免や建物無償譲渡、土地無償譲渡などが伴う場合は、①社会福祉法人のみ採択する、②社会福祉法人又は学校法人のみ採択する。	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		運営業務委託の募集において、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育所を運営している法人格を有する者のみ採択する。	応募時点で認可保育所を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	三鷹市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。設備の基準及び職員の一部については三鷹市民保育所に対する助成金交付要綱(昭和57年4月15日)にて上乗せ基準を設置	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	昭島市保育所運営費支弁要綱(昭和56年4月1日)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。設備の基準及び職員の一部については調布市民保育所等運営費等補助金交付要綱(平成14年3月31日)にて上乗せ基準を設置	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。設備の基準及び職員の一部については町田市民保育所等運営費支弁要綱(平成17年4月1日)にて上乗せ基準を設置	明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	
設備の基準(省令第32条)	0歳児を入所させせる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人) 医務室、調理室、便所 保育に必要な用具 保育室又は遊戲室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	国と同じ(私立園は0歳児5.0m ² /人の場合上乗せあり) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ	原則 0歳児 5.0m ² /人 原則 0歳児 5.0m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 対象外 国と同じ	0歳児5.0m ² /人(定員を超えた入所児童については、3.3m ² /人で可) 0歳児5.0m ² /人(定員を超えた入所児童については、3.3m ² /人で可) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 国と同じ 対象外 国と同じ	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	0歳児5.0m ² /人、※0歳児は乳児室又はほふく室で5.0m ² /人を満たしていること。 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 国と同じ 国と同じ 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要) 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ(公立の保育園には栄養士、保健師又は看護師を配置。私立については保健師又は看護師を置くよう努めること。 場合上乗せあり)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の募集・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時ににおける主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集における主体規制 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども会の活動を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限り、事業者及び他の者を通じて認可保育所を運営していること。(東京都認可保育所を運営していること) 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福利法人及び特定非営利法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみに限る。			安心こども会の活動を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、東京都認可保育所(70人以上認可保育所運営の実績を持つ法人格を有する者)に限る。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答そのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	小平市	日野市	国分寺市	国立市	狛江市	東久留米市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	日野市特定保育所運営費支弁要綱(平成27年4月9日制定) 0歳児5.0m ² /人	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号) 国立市保育所給付費支給要綱(平成19年3月23日)にて上乗せ規定を設置 0歳児 公立 3.3m ² 、私立 5.0m ² /人(弾力化を行う場合は3.3m ² /人)、1歳児3.3m ² /人	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号) ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号) ・狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月15日条例第14号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号)		
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させせる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	0歳児5.0m ² /人 0歳児5.0m ² /人	0歳児 公立 3.3m ² 、私立 5.0m ² /人(弾力化を行う場合は3.3m ² /人)、1歳児3.3m ² /人 国と同じ	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 0歳児については、1人につき5.0m ² 以上で上乗せあり 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3m ² 以上)
2歳以上児を入所させる保育所	医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育室又は遊戲室(1.98m ² /人)	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	国と同じ 面積基準は都と同じ(原則として敷地内の地面上に基準面積を確保)	国と同じ 面積基準は都と同じ(原則として敷地内の地面上に基準面積を確保)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
2歳以上児を入所させる保育所	従うべき基準	調理室、便所	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要)
保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	自園調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	自園調理
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	0歳児保育実施園:看護師	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1歳児5:1	1歳児 5:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	安心で安全なまちづくりへの協力	特になし
認可保育所の登録・運営を扱う事業者の募集等による状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
イ 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			法人格を有する者に限る。	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を扱う事業者の募集を行う場合、児童福祉法に定める認可保育所を運営している社会福祉法人のみに限る。	
ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答そのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	西東京市	神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県秦野市	静岡県浜松市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)、そのほか市独自の明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼なし(現行において民間事業者に対する市単独の基準及び一般募集要綱等は未設置。新制度施行後は、県条例の外、平成26年4月30日付け内閣府令第39号に基づく「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年10月1日鎌倉市条例第20号)による。)	なし(現行において民間事業者に対する市単独の基準及び一般募集要綱等は未設置。新制度施行後は、県条例の外、平成26年4月30日付け内閣府令第39号に基づく「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年10月1日鎌倉市条例第20号)による。)	藤沢市認可保育所設置運営法人候補者募集要項(平成26年8月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成26年8月)	なし	浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日制定)
設備の基準(省令第32条)	0歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	0歳児1人につき5.0m ² 以上、1歳児1人につき3.3m ² 以上	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3m ² /人)	0歳児1人につき5.0m ² 以上、1歳児1人につき3.3m ² 以上	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医务室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		従うべき基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医务室を必要)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象外	対象外
設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	自園調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		従うべき基準	1歳児5:1	国と同じ	1歳児5:1、3歳児15:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	原則11時間	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	なし	特になし	既存の建物を改修する場合は、当該建物が新耐震基準を満たしていること。	なし	特になし
認可保育所の登録・運営を扱う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登録・運営を行ふ事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	公募においては、次の①～③のいずれかを満たす法人に限定 ①県内又は都内で認可保育所を2年以上運営していること、②笠置に記載されているも事業者の所在地が藤沢市内の社会福祉法人、③藤沢市認定保育施設を運営する法人。	-	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を扱う事業者の募集を行う場合、市内において、児童福祉法に定める保育所の運営実績が2年以上を有する者に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国	区分	静岡県掛川市	三重県四日市市	滋賀県彦根市	滋賀県長浜市	大阪府吹田市	大阪府茨木市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	県条例を基準とする	・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) ・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成26年3月)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする。	大阪府児童福祉施設の設備運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領
設備の基準(省令第32条)	0歳男を入所させる保育所 乳児室(1.65m ² /人) まぶく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所 調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象(未適用)	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)		一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	職員(省令第33条)		保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	府条例に加え看護師配置
保育時間(省令第34条)	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児・短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児・短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	1歳児4:1 3歳児18:1	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	国と同じ 保育士の配置(最低2人配置) 1歳児 5:1
	1日につき8時間を原則		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	義務及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について (認定こども園である保育所の場合) 3歳児・短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児・短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・非常災害:災害の種別に応じた計画の作成を義務付け ・虐待等の禁止:禁止する行為を具体的に明記	特になし	特になし	特になし	特になし 施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 栄養士を法人内に1人配置
認可保育所の認可(運営等の規制)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の整備・運営を行なう事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の整備・運営を行なう事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの方になり得る見込みのある者に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果をもとに記載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	山口県山口市	福岡県筑紫野市	福岡県春日市	福岡県太宰府市	福岡県那珂川町	福岡県須恵町
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定) 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月制定)	春日市保育所設置条例、春日市保育所設置条例施行規則、春日市公私連携保育法人の指定に関する要綱	福岡県児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
設備の基準(省令第32条)	0歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人)	従うべき基準	国と同じ	3.3m ² /人	国と同じ	3.3m ² /人	3.4m ² /人
		ほふく室(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医务室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準		参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可		参考基準	国と同じ	国と同じ	自園調理のため規定なし	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことその特性と、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せ	特になし	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を開与させることを義務化 不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を開与させることを義務化 不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・開所時間 1日につき12時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を開与させることを義務化 不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・開所時間 1日につき12時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を開与させることを義務化 不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止
認可保育所の募集・選定・運営を行う事業者の募集等における主体規制 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集等における主体規制 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども多拠点の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	公私連携保育法人の募集を行う場合、筑紫地区又は福岡市南区・博多区において10年以上の経験を有する法人を募集条件とする(築紫に係る保育所に配置される所長、主任保育士、主となる保育士の経験年数について条件を設定)。 条件の設定は、原則として公募ごとに募集要項を定めており、その中で行うこととなる(過去は、認可保育所の説教や指定管理者の公務をする際に、対象を社会福祉法人に限定)	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	筑紫地区又は福岡市南区・博多区において10年以上の認可保育所等の運営実績を有する法人を募集条件とする。(募集に係る保育所に配置される所長、主任保育士、主となる保育士の経験年数について条件を設定)	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答そのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	熊本県菊陽町	熊本県益城町	大分県中津市	鹿児島県出水市	沖縄県宜野湾市	沖縄県石垣市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)」	「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)」	大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入れ所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ほふく室(3.3m ² /人) 医务室、調理室、便所 保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98m ² /人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	従うべき基準	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 代替地不可 国と同じ 国と同じ 国と同じ 対象外 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 代替地不可 国と同じ 国と同じ 国と同じ 対象外 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	3.3m ² /人 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) 保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一體的に行うことその特性と、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		(児童福祉施設共通独自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行つ際には県内で生産された農林水産物及びこれに準ずる農林水産加工したもののが使用を努力義務化 ・保育士が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基準) 障がいを有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	(児童福祉施設共通独自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行つ際には県内で生産された農林水産物及びこれに準ずる農林水産加工したもののが使用を努力義務化 ・保育士が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基準) 障がいを有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の想定ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	非常災害対策について、国の基準省令に加え、①非常災害に対処するため具体的な計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであること、②具体的な計画の概要の掲示、③地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めることを規定している。	特になし	特になし	
認可保育所の登録・運営等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び公有地を活用した認可保育所の登録を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人等は、社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公益財團法人又は学校法人のみ採択する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、(1)本市において2歳以上の運営実績がある認可保育所を運営する社会福祉法人、(2)本市にて2歳以上の運営実績があり、沖縄県知事が発行する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の證明書」の交付を受け、移動式保育所として運営する事業者、(3)10歳以上の運営実績がある学校法人で、かつ本市に主たる事務所を置く者、(4)学校教育法第124条に定める教育施設を10年以上運営し、かつ本市に主たる事務所を置き、学校法人または社会福祉法人に認可登録を受ける者。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び市が認可した地域型保育事業者に限る。			
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答そのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国	区分	沖縄県沖縄市	沖縄県浦添市	沖縄県糸満市	沖縄県うるま市	沖縄県南城市	沖縄県読谷村
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0歳男を入れ所させらる保育所	乳児室(1.65m ² /人) ふく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	3.3m ² /人	3.3m ² /人	3.3m ² /人	3.3m ² /人
	医務室、調理室、便所	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	上児を入れ所させらる保育所	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準		対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児・短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児・短時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	義務及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特くなし	特くなし	特くなし	特くなし
認可保育所の認可時における主体規制 認可保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の認可の基準等に係る状況(分類)	ア 認可保育所の認可時における主体規制 認可保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の整備・運営に係る状況(分類)		安心こども基金の活用を前掲とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人設立を条件に公募(運営実績については、認可外保育施設運営〇年以上、指導監督を満了シ〇年以上運営等、その都度、公募にあたり候選する)。	公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 市内での事業実績を有する社会福祉法人に限る。	市として、認可外保育施設の認可化を進めており、安心こども基金の活用を前掲とした事業者の募集を行う場合、新規の認可保育所設置にあたっては、市内認可外保育施設に対して募集を実施。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、過去の運営実績が良好であり、かつ、財務内容が適正(過去3年間の収支状況が黒字であること)である社会福祉法人に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成28年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国	区分	沖縄県嘉手納町	沖縄県北谷町	沖縄県西原町	沖縄県南風原町		
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)		
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65m ² /人) はぶく室(3.3m ² /人)	従うべき基準	3.3m ² /人	3.3m ² /人	3.3m ² /人	3.3m ² /人
	医療室、調理室、便所			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.98m ² /人)	保育室又は遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3m ² /人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所	従うべき基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居面積の特例	標準		対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	一一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	従うべき基準						
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児・短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児・短時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	義務及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準			特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の登録・運営に係る状況(分類)	ア、保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			-	-	-	-
	イ、認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			-	公有地を活用した認可保育所の登録を行う事業者の募集を行う場合、安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限る。 安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。
	ウ、公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			-	-	-	-

※原則として、都道府県・指定都市・中核市・計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その